

社会資本総合整備計画（仮称）の概要

1. 「整備計画」の単位

- ・ 「整備計画」は、目標や計画期間を同じくし、一体的に行われる複数の事業で構成する（別添のイメージを参照）。
- ・ 「整備計画」を構成する各事業（要素事業）の間では、新交付金（国費）の自由な充当等が可能。

（注）「整備計画」は、複数の「整備計画」を体系的にとりまとめて作成する計画書とは必ずしも一致しないため、注意が必要。

2. 策定主体

- ・ 整備計画は、単独の市町村や都道府県のみで策定することも、複数の事業主体が共同で策定することも可。
- ・ 一の主体が整備計画を複数策定することもできる。

3. 対象の区域

- ・ 計画事項として、対象区域を定めることを要しない。※1
- ・ 一つの整備計画を構成する交付対象事業の実施箇所の広がり、中心市街地といった限定的な地区から、市町村域、さらには都道府県全域といった広域まで、地方公共団体が自由に選択可能。※2

※1 都市再生特別措置法第47条の交付金として新交付金の交付を受けようとするときは、計画区域を定めることが必要。

※2 広域連携事業では、複数都道府県が連携・協力して取り組む広域的な事業を対象としている。

4. 整備計画の目標、評価指標

- ・ 計画期間内における交付対象事業の実施によって実現しようとする整備計画の目標（定性的なものでも可）を記載。
- ・ 計画期間終了後に目標の実現状況等を明確に把握できるようにするため、整備計画の目標を定量化した適切な評価指標を設定。

5. 事前評価・事後評価

- ・ 事前に、目標の妥当性、計画の効果・効率性、計画の実現可能性等の観点から客観的に検討し、これを公表。
- ・ 定量的なアウトカム目標等を求めることから、計画終了時点では、客観的かつ明確に判明する計画の成否が、国民・住民の厳しい評価の目に晒される仕組み。
- ・ 計画期間後は事業評価やその後のフォローアップを踏まえ、成果の維持や今後の改善に活かしていく。

6. 計画期間

おおむね3～5年。

7. 新交付金の交付対象事業

- ・ 整備計画の目標を実現するために必要な複数の事業とする。
 - (例1) 基幹事業と基幹事業（同一年度を実施）
 - (例2) 基幹事業と関連事業（別年度を実施）
- ・ 整備計画の目標の内容に対して、事業の構成が妥当である必要。
- ・ 一以上の基幹事業が必須。
- ・ 基幹事業と一体で実施する必要がある関連事業（関連社会資本整備事業及び効果促進事業）についても位置付けることができる。

8. その他

都市再生特別措置法第47条の交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第7条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第19条の交付金として新交付金の交付を受けようとするときは、各法律等で求める事項が充足するように定めることが必要。

整備計画のイメージ① (道路事業を基幹事業とした例)

【基幹事業】

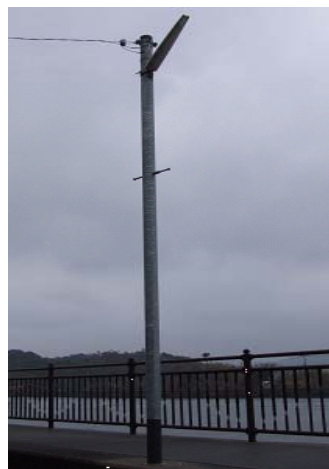
通学路の歩道整備



+

【効果促進事業】

通学路への
防犯灯の
設置



遠隔通学者用の
スクールバス、
バス停の整備



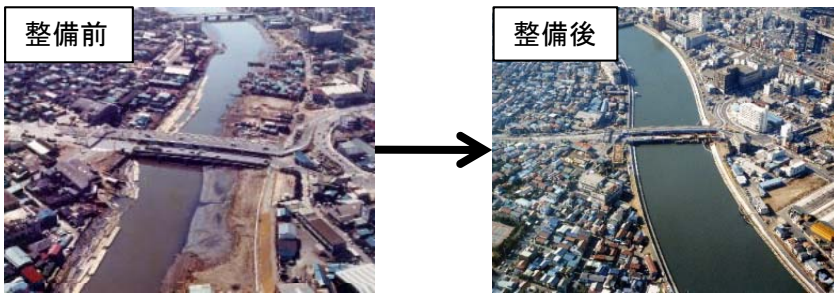
※写真はいずれもイメージ

総合的な通学対策により、生徒の安全・安心な通学を実現

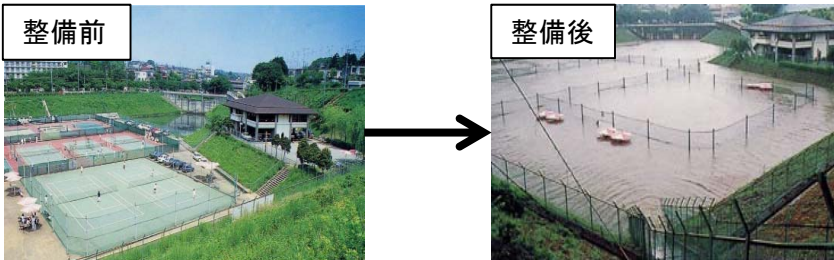
整備計画のイメージ② (治水事業を基幹事業とした例)

【基幹事業】

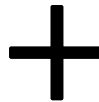
総合的な治水対策の強化



河道整備(築堤・浚渫)による治水安全度向上



既存施設を活用した流域対策(調節池)

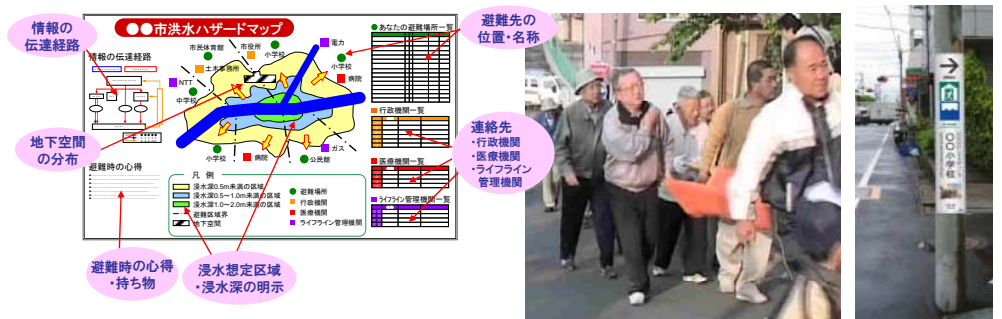


【効果促進事業】

防災意識の向上(自助・共助体制の強化)



水防活動関連(水防訓練の実施、水防資機材の備蓄)



避難活動関連(ハザードマップ作成、避難訓練、災害情報伝達施設)

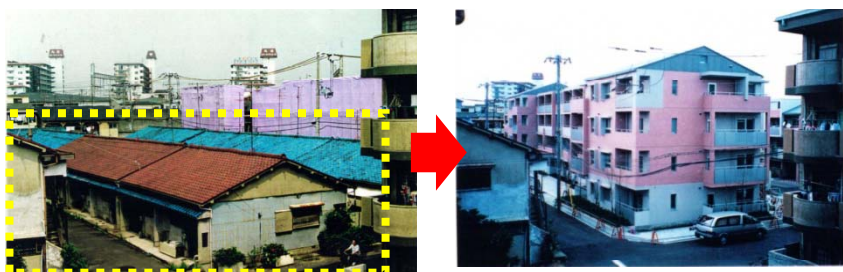
※写真はいずれもイメージ

総合的な治水対策により、効果的な安全・安心の確保を実現

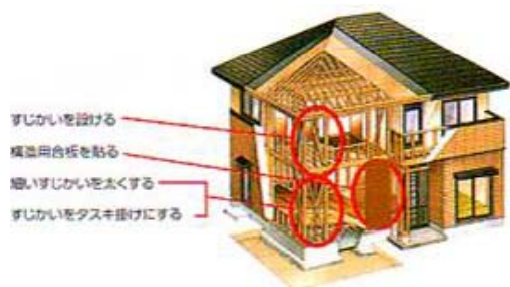
整備計画のイメージ③ (住宅・建築物の耐震化等を基幹事業とした例)

【基幹事業】

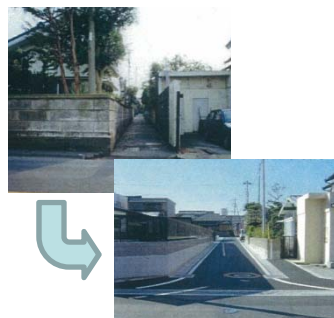
密集市街地の共同建替え



住宅の耐震改修



狭あい道路の整備



+

【関連社会資本整備事業】

防災公園整備



+

【効果促進事業】

防犯灯の設置



ブロック塀の安全対策



※写真はいずれもイメージ

住宅・建築物の耐震化等、地域の実情に応じたすまいづくりにより、
安全・安心の確保を実現